

お客様 各位

にいかわ信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして下記のとおり不祥事件が判明いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことを役職員一同深く反省するとともに、日頃から当金庫をご愛顧いただいておりますお客様、会員の皆様、ならびに地域の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 事 故 者 元職員
- (2) 発 生 店 舗 本店営業部、生地支店
- (3) 発 覚 日 令和6年7月31日
- (4) 事 故 先 数 1先 (①カードローン2口座 ②フリーローン1件)
- (5) 発 生 期 間 ①カードローンの名義借り：平成3年7月頃～令和6年8月6日
②フリーローンの名義借り：平成28年7月22日～令和3年7月6日
- (6) 事 故 金 額 事故発覚時のローン残高 1,985 千円
累計事故金額：9,294 千円 (※)
(※)①金庫で調査可能な平成21年7月から令和6年8月までの累計で7,794 千円
②1,500 千円 (令和3年7月6日に完済)
- (7) 実 損 金 額 0 円 (元職員家族が全額弁済)
- (8) 事件の内容 元職員は、自己の遊興費・生活費に充てる目的で、知人から借り受けたローンカードを使用して、当金庫から借入(カードローン)を繰り返し行っていました。その際、上記借入金の返済用口座として使用する目的で、上記知人の普通預金口座の通帳を借り受け、上記通帳を使用して、上記普通預金口座に上記借入金の返済原資を入金していました。さらに、元職員は、上記借入金の返済に充てる目的で、別途、上記知人に依頼して、当金庫との間でフリーローンを契約させ、その借入金を上記カードローンの借入金の返済に充てていました。
- (9) 発覚の経緯 当金庫の定例内部監査において元職員の内規違反が判明したことから追加内部調査を実施した結果、事件が発覚いたしました。

2. 発覚後の対応

当事件の相手方(元職員の知人)に対し、元職員の行為(通帳・カードの貸借及び名義借りによる借入)が禁止されている行為であることを説明いたしました。

3. 関係機関への届出

事件発覚後、直ちに監督官庁等へ届出を行うとともに、所轄の警察署へも相談を行っております。

4. 人事処分

当該元職員は、令和6年9月13日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、役員及び関係職員につきましても経営責任、管理監督責任を明確にするため厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は、法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの強化に取り組んでおりますが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、コンプライアンス意識の一層の醸成と内部管理態勢の充実強化に努めてまいります。

また、全てのお客様にお取引内容の確認のため令和6年9月末に残高案内の発送を予定しております。

6. 本件に関するお問い合わせ

にいかわ信用金庫 お客様相談窓口

電話番号 0120-704-705 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土・日・祝日は除く)

以 上